

令和4年4月20日  
総務省政策統括官(統計制度担当)

# 諮問第162号の概要

## (建築着工統計調査の変更)

# 1. 建築着工統計調査の概要（現行）

## 調査の目的

全国における建築物の建設の着工動態を明らかにし、建築及び住宅に関する基礎資料を得る

## 調査の概要

### <調査範囲>

建築基準法（昭和25年法律第201号）第15条第1項の規定による建築物を建築しようとする旨の届出（建築工事届）に係る建築物

### <調査事項>

- ① 建築物着工統計調査： 着工予定期日、工事の予定期間、床面積の合計、工事費予定額 等
- ② 住宅着工統計調査： 着工予定期日、工事の予定期間、構造、住宅の種類、建て方 等
- ③ **建築工事費調査： 工事の変更、着工日、工事の完了日、実施床面積、工事実施額**

### <調査対象建築物数>

- ① 建築物着工統計調査 及び ② 住宅着工統計調査： 約53万（全数）
- ③ **建築工事費調査： 約10,000（無作為抽出）**

令和3年分の調査については、対象建築物の抽出の一部に旧補正調査の抽出方法を用いているため、約8,200

### <調査方法>

- ① 建築物着工統計調査 及び ② 住宅着工統計調査： 国土交通省－都道府県－報告者
- ③ **建築工事費調査： [オンライン]国土交通省－民間事業者－報告者 [郵送]国土交通省－報告者**

建築物の工事施工者

### <調査周期、公表>

- ① 建築物着工統計調査 及び ② 住宅着工統計調査： 毎月 → 調査月の翌月末に公表
- ③ **建築工事費調査： 1年（報告は毎月） → 調査年の翌年9月末に公表**

## 2. 建築着工統計調査の体系

### 建築着工統計調査

#### ① 建築物着工統計調査 (月次調査)

全国の建築物の着工状況（建築物の数、床面積合計、工事費予定額等）について、建築主、構造、用途等に分類して集計。延べ床面積10㎡超の建築物に義務付けられている「建築工事届」を基に把握【全数調査】

#### ② 住宅着工統計調査 (月次調査)

①の着工建築物のうち、住宅の着工状況（戸数、床面積合計、工事費予定額等）について、構造、建て方、利用関係、資金等に分類して集計【全数調査】

令和3年1月分から開始

#### ③ 建築工事費調査 (年次調査)

①の着工建築物について、完成時の実施床面積、工事実施額等を調査し、着工時の床面積や工事費予定額とのかい離を把握【標本調査】

※令和2年に調査計画の見直しを行い、「補正調査」から「建築工事費調査」に変更

■ 調査方法： 都道府県経由 → 国直轄

■ 調査対象数： 約5,000サンプル → 約10,000サンプル

### 3. 過去の指摘事項（前回諮問までの経緯）

#### ■「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）

- ・ 建築着工統計の補正調査について、統計委員会における精度検証結果も踏まえ、精度向上のための標本設計の変更や、調査名及び目的の見直しを検討し、改善に向けた結論を得るとともに、利用者の理解促進に向けた情報提供の充実を推進する
- ・ 建築着工統計の工事費予定額により推計される工事実施額については、補正調査の見直しにより、精度向上を図る 等



#### ■「平成28年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（統計精度検査関連分）」（平成30年3月30日総務省統計委員会）において、以下のとおり整理

- ・ 「平成28年度統計法施行状況報告（統計精度検査編）」（平成29年11月21日総務省）における改善の方向性を実現できるように検討を進める必要
- ・ 標本設計の見直しに伴う抽出方法を含む調査方法等の変更に向け、国土交通省は、必要な準備を進め、2021年1月に完成する建築物から見直し後の標本設計に基づき抽出された対象に切り替えて調査を開始することが必要

# 4. 前回諮問時（令和元年12月）の変更内容

## 【承認までの経緯】

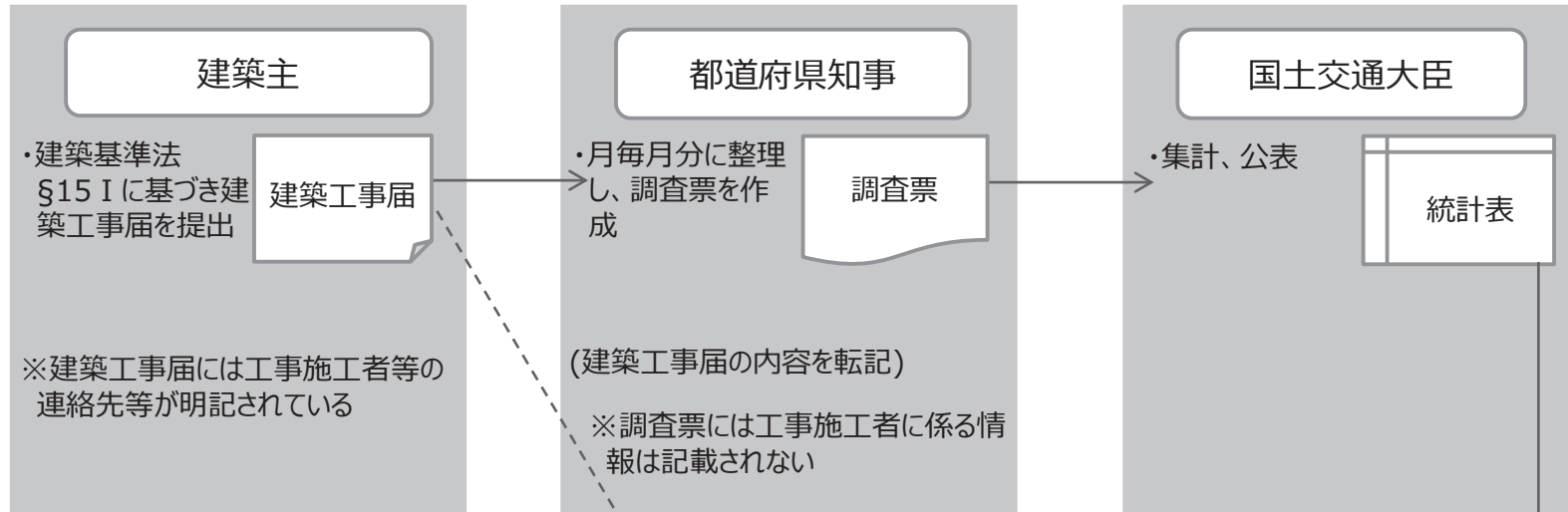
令和元年12月：変更申請・諮問 → 令和2年1月：審議・答申 → 令和2年2月：承認

	補正調査（旧調査）	建築工事費調査（新調査）
調査対象 建築物数	約5,000	約10,000 （試験調査等の状況を踏まえ、調査対象数を増加）
抽出方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・層化二段無作為抽出</li> <li>・抽出単位… 1 段目：市区（固定）、2 段目：建築物（層化抽出）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・層化無作為抽出</li> <li>・抽出単位… 建築物</li> <li>※工事費予定額20億円以上は全数調査</li> </ul>
推計方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単純集計</li> <li>・工事費予定額から工事実施額を推計するための補正率を推計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・抽出率、回収状況等を加味した線形推定及び比推定</li> <li>・工事実施額を直接推計</li> </ul>
層化基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県（47区分）</li> <li>・建築物の構造（木造・非木造）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の構造（木造・非木造）</li> <li>・工事費予定額階級（1 億円未満、1 ～20 億円、20億円以上の3 区分）</li> </ul>
標本配分法	層別に抽出率を設定（1/10～1/ 100）	工事費予定額によるネイマン配分

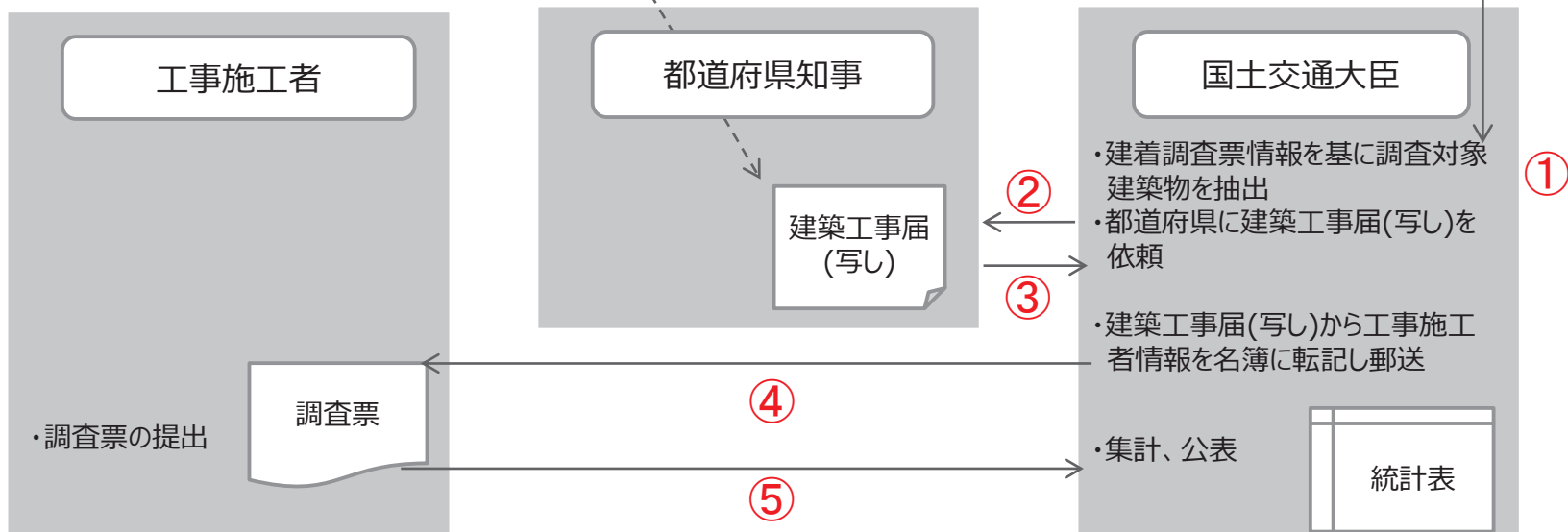
（注）「平成28年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（統計精度検査関連分）」において「ネイマン配分に準じた配分数を算定する際、しつ皆層、標本層別の回収率等を踏まえながら最終的な回収数として現行の標本サイズ（約5000）が維持できるよう検討することが必要である」と指摘

# 5. 建築工事費調査の調査実施フロー

## ■ 建築物着工統計調査・住宅着工統計調査（全数調査）



## ■ 建築工事費調査（抽出調査）



## 6. 調査計画の変更内容

- 令和3年1月開始の建築工事費調査について、調査方法を都道府県経由から国直轄に変更したことに伴う作業の遅れ等から、調査票の配布が調査計画上の当初予定より遅れている状況
- 可及的速やかに調査票の配布を開始し、公表期日の9月末日に間に合うよう作業を行うため、下記のとおり調査計画を変更

### ○ 建築工事費調査票の提出期限の変更

< 変更前 >

調査対象月の翌々月の13日

< 変更後 >

調査対象月の翌々月の13日

(調査対象月が着工予定期日の属する月から3か月以内の建築物については、調査対象月の4か月後の末日)

※ただし、令和3年1月分から令和4年4月分については、令和4年6月末日を提出期限とする（調査対象月が令和4年3月又は4月で、着工予定期日の属する月から3か月以内の建築物を除く。）。

# 7. 想定される確認のポイント

調査票の配布が遅れている状況について、まずはリカバリーに全力を挙げ、統計の利活用に支障が生じないようにすることが重要であることを踏まえ、以下の点について確認いただきたい。

- 遅れの回復に向けた取組の進捗状況
- 調査の実施体制及び作業スケジュール
- 調査票上で調査対象建築物を特定できない中で調査を円滑かつ正確に行うための方策
- 工事施工者に対する調査実施に係る周知方策及び回収率の向上への取組方策
- 9月末日の公表期日に間に合わなかった場合に想定される影響
- 工事期間が短い建築物について調査票の提出期限を延長する理由・背景